

令和2年度高知市指定居宅サービス 事業者等集団指導（介護） 【報酬】

目次

居宅介護支援	1 ページ
訪問介護	3 ページ
訪問看護	4 ページ
通所介護	4 ページ
地域密着型通所介護	6 ページ
認知症対応型共同生活介護	6 ページ

<よくある事例など>

■入院時情報連携加算

- ・情報提供する「必要な情報」に「入院日」が入っていない。

⇒当該加算は、利用者が病院等に入院するに当たって、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る「必要な情報」を、入院してから3日以内又は4日以上7日以内に提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する加算です。この「必要な情報」は、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいいます。

⇒当該加算を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録するようにしてください。

■特定事業所加算

- ・介護支援専門員ごとの目標に対する個別具体的な研修の内容、実施期間を定めていない。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護事業者と共同で実施する事例検討会等に関する計画を定めていない。
- ・当該加算を算定するに当たって、毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成、保存していない。

⇒当該加算は、別に厚生労働大臣が定める基準（常勤の主任介護支援専門員の配置等）に適合しているものとして高知市に届け出た指定居宅介護支援事業所が、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算するものです。各区分にある算定要件を満たしているか、算定の根拠となる資料に基づき、事業所として十分確認するようにしてください。

■特定事業所集中減算

- ・所定様式に居宅サービス計画の総数、位置付けられた居宅サービス計画数、紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等を記載して保管していない。

⇒特定事業所集中減算については、判定期間が前期（3月1日～8月末日）の場合については9月15日までに、後期（9月1日から2月末日）の場合については3月15日までに、全ての居宅介護支援事業者は、次の①～⑤までに掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を

超えた場合については当該書類を高知市に提出しなければなりません。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければなりません。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 計算した割合
- ⑤ 計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合には、その理由

■運営基準減算

- ・居宅サービス計画の新規作成時等にサービス担当者会議を開催していない。また、モニタリング及び訪問の記録がない。
- ・モニタリングに当たり、居宅を訪問していない。

⇒運営基準減算は、指定基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号））第4条第2項並びに第13条第7号、第9号～第11号、第14号及び第15号（これらの規定を同条第16号において準用する場合を含む）に定める規定に適合していない場合に、所定単位数の100分の50に相当する単位数（2月以上継続している場合は、算定できない）を算定するものです。平成30年度から、運営基準違反になるものとして、次の事項が追加されています。令和元年7月3日付け高知市介護保険課長名で各居宅介護支援事業所に通知もしていますが、なお、運営基準減算の該当要件について十分確認するようにしてください。

<追加された事項>

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の事項について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する
 - ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
 - ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

⇒居宅サービス計画の新規作成時にサービス担当者会議を開催していない、モニタリング及び訪問の記録がない、モニタリングに当たり居宅を訪問していない等、居宅介護支援の基本的な事項について運営基準どおりに実施されていない例がありますので、注意してください。

<よくある事例など>

■早朝加算

- ・早朝にサービス提供を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定していた。
- ⇒当該加算については、居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定するものとなっています。
- ⇒利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。

■初回加算

- ・初回若しくは初回月にサービス提供責任者が自ら訪問介護を提供若しくは他の訪問介護員に同行していないにもかかわらず当該加算を算定。
- ⇒初回加算は、当該事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定されるものです。
- ⇒当該加算は、利用者が過去2月間（歴月）に、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。
- ⇒サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録するようにしてください。

■訪問介護に関するその他指摘事項

- ・サービスの実施記録に係る訪問介護の所要時間について、指定訪問介護を実際に行った時間を記録していない（計画上の時間を記載している）。
- ・サービスを実施した記録が無いにもかかわらず、訪問介護計画に基づく内容の所定単位数を算定している。
- ・前回提供した訪問介護から2時間未満の間隔での訪問介護の提供にもかかわらず、それぞれの所要時間を合算せず算定している。
- ・算定区分を間違えて算定している。

- ・サービス実施記録について、提供した担当訪問介護員が明確に分かるように記載していない、介護保険サービスなのか障害福祉サービスなのか明確に分かるように記載していない、自費でのサービスの実施記録であるのか介護保険でのサービスの実施記録であるのか明確に分かるように記載していない。

訪問看護

<よくある事例など>

■夜間加算

- ・緊急時訪問看護加算を算定している事業所において1月以内の1回目の緊急時訪問であるにもかかわらず当該加算を算定。

⇒緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算するものです。

⇒当該緊急訪問を行った場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問についてでないとは早朝・夜間、深夜加算は算定できませんので注意してください。

通所介護

<よくある事例など>

■入浴介助加算

- ・入浴介助の実施記録の回数と違う回数で算定。

⇒入浴介助を行った場合は、そのことが明確に分かるように記録するようにしてください。

⇒業務日誌等の記録やサービス提供票の記録等、入浴加算に関するそれぞれの記録で、入浴回数に相違がある場合等があります。記録は正確に記載するようにお願いします。

■個別機能訓練加算

- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）及び個別機能訓練加算（Ⅱ）の、それぞれの加算の目的・趣旨や各利用者のニーズ等も踏まえた訓練内容や目標の設定となっていない。
- ・個別機能訓練を実施した場合の記録について、各訓練の担当者名、各訓練の実施時間及び実施した訓練内容等を明確に記録していない。
- ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問（計画作成時、その後3月ごとに1回以上）し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画の内容の説明、進捗状況等を説明したことが明確に分かるように記録していない。

⇒当該加算については、通所介護事業を行っている事業所の大部分が算定していますが、例年、指摘の多い加算となっています。当該加算を算定する場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）及び個別機能訓練加算（Ⅱ）の、それぞれの加算の目的・趣旨や基準に適合していることを事業所としてよく確認した上で、各利用者のニーズ等も踏まえた訓練内容や目標の設定を行って訓練を実施するようにしてください。

⇒基準に適合していることの確認については、基準に適合していることが明確に分かるように記録するようにしてください。また、訓練を実施した場合は、各訓練の担当者名、各訓練の実施時間及び実施した訓練内容等を明確に記録してください。

■口腔機能向上加算

- ・言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成したことが明確に分かるように記録していない。
- ・当該加算を算定できる利用者であることが確認できる記録を整備・保存していない。

⇒当該加算は、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして高知市に届け出て、口腔機能が低下している等の利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導等を行った場合に、原則、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数に加算するものです。当該基準に適合していることが明確に分かるように記録等してください。

<基準>

- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。

■送迎減算

- ・送迎の実施記録が明確に記録されていない。

⇒利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。減算の有無だけでなく、送迎の実施の有無、回数（片道、往復）等についても、明確に分かるように記録してください。また、報酬請求の場合は、送迎の実施の有無をよく確認してから請求するようにしてください。

地域密着型通所介護

<よくある事例など>

■個別機能訓練加算

- ・専従の機能訓練指導員でない者が機能訓練を提供したにもかかわらず、当該加算を算定。
- ※その他5ページの「通所介護」における個別機能訓練加算と同内容となっていますので、そちらを参照してください。

■送迎減算

※6ページの「通所介護」における送迎減算と同内容となっていますので、そちらを参照してください。

認知症対応型共同生活介護

<よくある事例など>

■介護職員等特定処遇改善加算

- ・実施した職員の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していない。

⇒当該加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして高知市に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に加算するものです。算定の要件を満たしているか、その記録はあるか、確認をお願いします。

(最後に)

報酬の算定に係る基本部分、加算・減算の要件・根拠となる記録は、正確に、きちんと記録し、整理・保存しておくようにお願いします。

報酬算定に当たっては、算定要件を満たしているか、定められた手順等が守られているか、記録等があるか等、きちんと確認をした上で、事務処理するようお願いします。

報酬の算定の根拠となる記録が無ければ、返還（過誤）となる場合がありますので、注意して下さい。

「記録は請求書です」